

資料 2 - 2

令和 8 年 2 月定例会（付託）

文教厚生委員会資料

教 育 委 員 会

徳島県における中学校の部活動の 地域展開等に関する手引き

(案)

令和 8 年〇月

徳島県教育委員会

- IV 大会・コンクールの在り方・・・・・・・・・・・・・・・・
- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

- V 関連する制度の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・
- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

- 参考（関連リンク）・・・・・・・・・・・・・・・・

はじめに（本手引きの趣旨・対象）

＜本手引きの趣旨＞

スポーツ庁及び文化庁は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と定めました。さらに、令和6年12月には学習指導要領解説が改訂され、部活動が法令上の義務ではないことや、自主的・自発的な参加に基づくものであることが改めて明確化されました。

また、令和7年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめを受け、文部科学省では、令和8年度から令和13年度までの6年間を新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとしました。この改革における国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すため、令和7年12月、文部科学省により策定されたのが「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下 国のガイドライン）です。

このように、「地域の子供たちは地域で育てる」という考え方から、部活動の「地域移行」は、学校と地域が連携・協働し、生徒の多様なニーズに応える「地域展開」へと、改革の視点は、より深化しています。

徳島県教育委員会では、これら国の動向を踏まえ、「徳島県における部活動地域展開等の手引き」を策定しました。

本手引きは、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、県としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものです。

各市町村におかれては、国のガイドラインおよび本手引きを指針とし、地域の実情に応じた「推進計画」の策定や見直しに速やかに取り組んでいただくようお願いします。

＜本手引きの対象＞

本手引きは、公立の中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む）および特別支援学校中学部の生徒による活動を主な対象としています。

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

1 改革の理念

【活動機会の継続的な確保】

急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠。

【地域社会における支援体制の構築】

これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要。

【多様なニーズに応える環境整備】

障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要。

- ・ 部活動改革を通じて学校の働き方改革を加速させ、教師が本来の職務に専念する環境を整えることが、学校教育の質の向上となる。
- ・ 部活動改革を、生徒だけでなく地域住民全体のスポーツ・文化活動を充実させる契機とし、地域の振興施策との一環として進めることが必要である。
- ・ 部活動の地域展開を通じて、①多世代・多様な人々の交流と活動の拡大、②健康で豊かな生活（ウェルビーイング）の実現、③活気ある地域コミュニティの維持、を目指す。

2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）

部活動の「地域展開」と「地域連携」それぞれの内容は、下記のとおりである。

※「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」と表現

「地域展開」	生徒のスポーツ・文化芸術活動を「学校部活動」から「地域クラブ活動」に展開すること ※名称変更（「地域移行」→「地域展開」）の理由： 以下に示す「改革の理念」等をよりの確に表すため ①学校内で運営されてきた活動を地域に開き、地域全体の人的・物的資源で支える ②地域の多様な人材や施設を活用することで、これまでにはない価値を生み出し、より豊かで幅広い活動を実現する。 ※学校は地域展開後も、施設開放や教職員の兼職等を通じて地域クラブ活動を支える重要な役割を担う。完全に切り離すのではなく、地域の一部として連携・協力体制を維持することが不可欠である。
「地域連携」	「学校部活動」において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること

3 改革の方向性

(1) 基本的方針

【市町村】

中学校の設置者として「改革の責任主体」となり、地域の人々の理解と協力を得ながら、平日・休日を問わず活動全体をまとめる役割を担う。具体的には、地域の実情に合わせた方針を決定し、適切な地域クラブを認定するなど、着実な改革に向けた体制づくりを推進することが重要。

【 県 】

広域自治体として「改革のリーダーシップ」を発揮し、市町村に対するきめ細やかな支援や地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを行うことが重要。

(2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）

①改革期間

【改革実行期間】

令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」として設定。

（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」）

【中間評価】

前期の終了時に、国がそれまでの改革の進捗状況等について「中間評価」を実施。その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進。

②取組方針

【休日】

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。

※地域の実情等に応じて、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。

※現時点で未実施の市町村は、前期末までに休日の地域展開等に確実に着手。

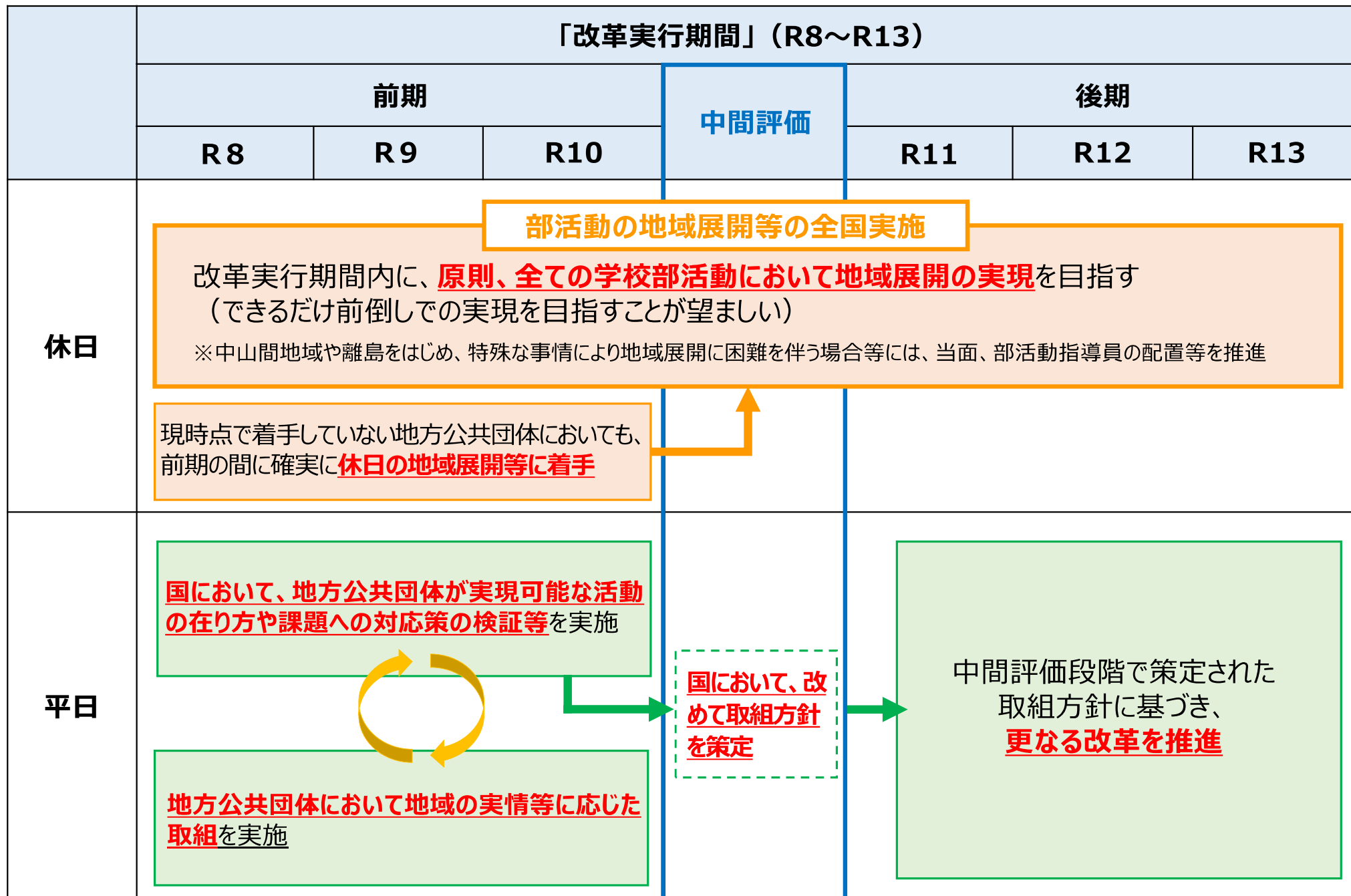
※地域展開が困難な中山間地域や離島等は、当面、部活動指導員の配置等を推進。

【平日】

各種課題を解決しつつ、改革の前進を図る。まずは国が、市町村が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、市町村において地域の実情等に応じた取組を実施。

※前期の間、国が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、中間評価の段階で改めて、取組方針が策定され、更なる改革を推進。

「改革実行期間」(R8~R13)における部活動改革の方向性(全体像)



徳島県部活動改革 ロードマップ（仮）

	令和5～7年度 (推進期間)	令和8～10年度 (実行期間・前期)	令和11～13年度 (実行期間・後期)	目指す姿
県	ブカ・サポとの連携協定			<ul style="list-style-type: none"> ○活動機会の保障 ー少子化に負けない、地域全体で支える生徒たちのスポーツ・文化芸術活動 ○「やりたい」が叶う場の創出 ー個性に寄り添い、みんなが参加できる環境整備 ○心身の健康と幸福の創出 ー多世代交流を通じた、心身ともに健やかなウェルビーイングの実現 ○活力ある地域社会の維持 ースポーツ・文化芸術活動が、つなぐ地域のつながりと活性化、及び、健康長寿社会の実現 ○学校教育の質向上と働き方改革の推進 ー教員の業務負担軽減と公教育の質の維持・向上に向けた着実な歩み
	部活動地域展開等に係る相談会・研修会等の実施			
	モデルケースの実証	諸課題への対応、検討等 市町村への伴走支援		
	関係団体等への周知 各関係部局・団体との連携、協力体制の構築 人材バンクの整備 等			
	県部活動の地域展開推進協議会の開催（年3回）等における協議、情報共有 等			
市町村	地域の実情等に応じた、出来る限り前倒しの部活動の地域展開実現を目指した取組の推進			
	全市町村において休日の地域展開等に着手 <small>* 特殊な事情により、地域展開に困難を伴う場合等には当面、地域連携を推進</small>		原則全市町村において休日の地域展開を実現を目指す	
	平日の部活動改革は実情に応じて実施		平日の部活動改革を国の取組方針に基づき推進	
	生徒等のニーズ等の把握 必要な方策の検討、環境整備	中間評価	クラブ活動実施に係る各種調整 保護者への説明 地域への最新情報の発信	
	学校関係者等への周知・説明		地域人材・団体等への周知、説明 等	
	クラブ活動の運営に係る課題の整理（指導者・活動場所・活動経費・移動経費 等） 課題解決策の研究・対応、支援、他団体との協力体制等の整備 <small>※他団体・・・（例）スポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業 等</small>			
	地域クラブ活動指導者の育成 研修制度の構築・実施 安全・安心な活動環境構築への支援			
	地域クラブ認定制度の整備・運用 地域クラブとの連携 地域クラブへの監督・指導			
	中学校等との適切な連携体制の構築・実施			
	地域クラブ	認定を受けた市町村との連携による活動（随時認定更新）		
モデルケースによる課題の実証		「運営主体」「実施主体」の連携による安全安心な活動の実施 適切な運営の体制整備・実施		

(3) 留意事項

【地域の実情等に応じた改革】

学校部活動を取り巻く環境や、活用できる施設・人材は地域によって異なる。そのため、部活動指導員の配置等による「地域連携」や学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要。

【地域格差を克服する支援と持続可能な運営体制】

地域の環境や予算の規模に左右されることがなく、すべての生徒が将来にわたって安定的に活動を続けられる仕組みを整えることが重要である。そのために、デジタル技術の活用や、国・県・市町村が相互に連携する公的支援、さらには国によるきめ細かな伴走支援といった多層的な支援が必要である。また、民間企業等との協力や寄附の募集といった多様な手法を柔軟に組み合わせ、持続可能な運営の土台を築くことが重要。

【受益者負担の適正化と活動機会の保障と支援】

利用者の負担額（受益者負担）については、自治体間で大きな差が生じないように配慮するとともに、すべての生徒に活動の機会を等しく保障する観点から、国が金額の目安等を提示する。^{※1}その際、家庭の経済状況が体験の格差につながることを防ぐよう、経済的に困難な世帯の生徒に対しては、必要な支援を確実に行うことが必要。

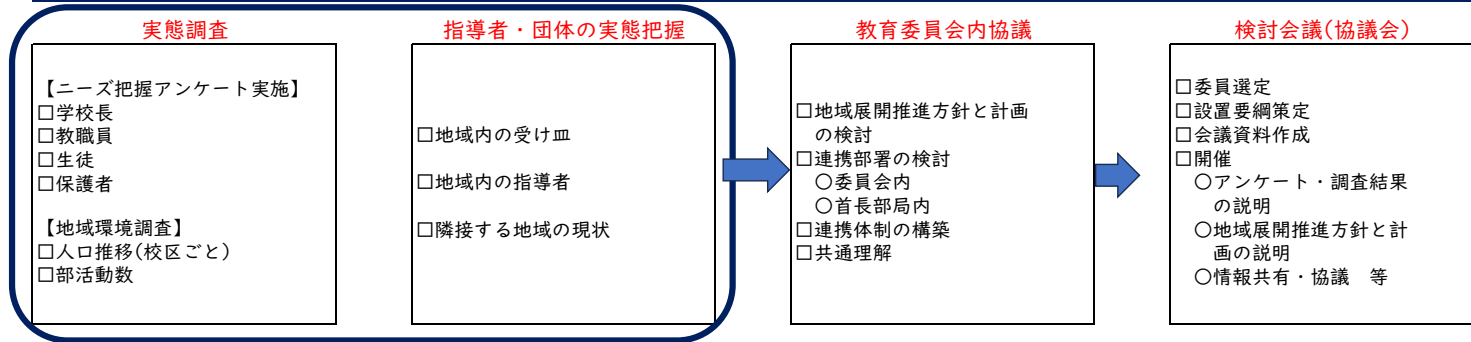
【地域社会の活性化とウェルビーイングの実現に向けた取組】

部活動改革は、生徒の活動機会の確保・充実だけではなく、大人も含めた全ての人々のウェルビーイングを向上させ、地域社会の活力を維持・再生していく大きな力となるものである。さらに、将来的な健康長寿社会の実現という、多面的な効果が期待されるものであり、学校、地域、民間団体を幅広い関係者が認識を共有し、一丸となって改革を推進していくことが重要。

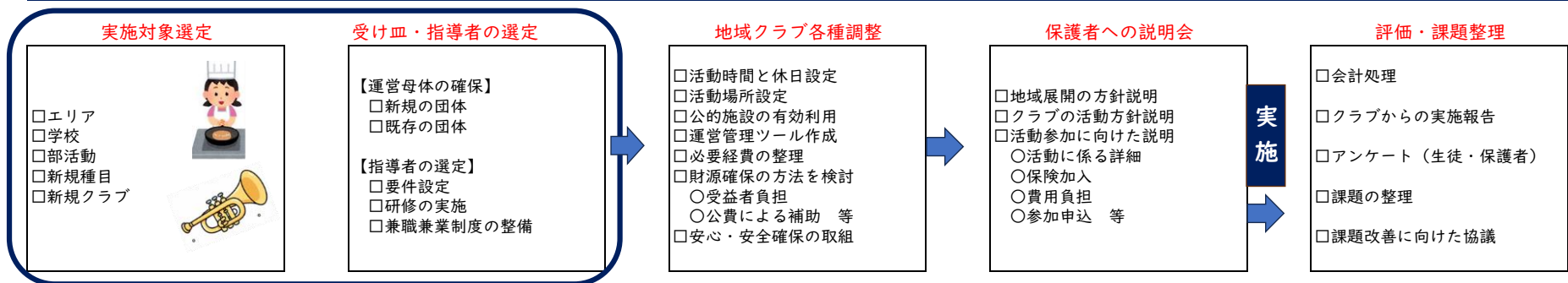
- ・ これから改革に取り組む市町村は、早急に、①生徒のニーズや地域の指導人材等の実態把握等をアンケート等により行った上で、②協議会の設置や推進計画の策定等の体制整備・方針策定に取り組むこと。その際、生徒のニーズが高い競技種目や分野等、関係団体等との調整が整ったものから、段階的に地域展開を進めていくことも考えられる。
- ・ 改革に取り組む際は、まず「なぜこの改革が必要なのか」という基本理念を正しく理解し、地域での活動を確実に形にしていくことが重要である。その際、それぞれの地域が持つ人材や施設といった実情に合わせた多様な地域展開の形が想定される。
- ・ 改革の方針を決定した際には、①理由、②改革の全体像、③段階的に改革を進める場合のロードマップ、等を含め、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行うことが必要である。
- ・ 学校への部活動指導員の配置は、教員の負担を減らす「働き方改革」や、専門家による「質の高い指導」を実現するための重要な役割を担っている。また、この取り組みを地域クラブへの完全な移行に向けた準備段階（ステップ）とする県及び市町村も多い。そのため、改革実行期間においても引き続き支援を行っていく必要がある。

市町村における取組状況確認シート

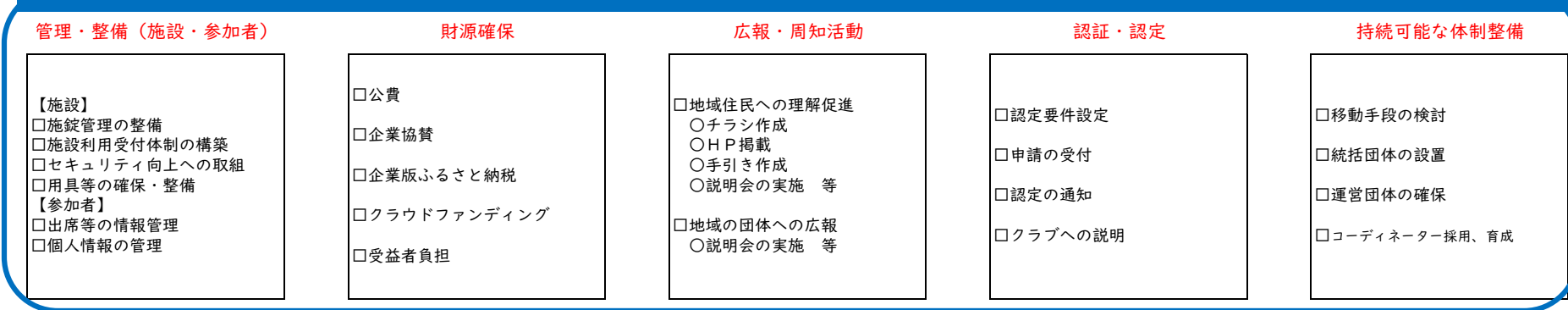
ステップ1 調査及び準備



ステップ2 地域クラブ活動実施



【課題解決】～子どもたちのためのスポーツ・文化芸術活動確保のために～



Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

【新たな価値の創出】

地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要。

【地域の実情等に応じた実施】

地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要。

- ・ 地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意すること。
- ・ 学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること。

2 地域クラブ活動に関する認定制度

(1) 趣旨

【市町村において認定を行う仕組みの構築】

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国がガイドライン（別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」）により示す認定要件及び認定手続等に基づき、市町村において認定を行う仕組みを構築する。

【活動の呼称】

認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称する。

※認定要件に沿って、市町村が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす。

(2) 想定される認定の効果

- ①生徒・保護者等に対する市町村による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援
(財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等)
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加(市町村における交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用、大会参加規程の見直し等)

(3) 認定制度の概要(認定要件・認定手続等)

【認定要件】

- ①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること(選抜等の不実施、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。)
- ②適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④適切な指導の実施体制が確保されていること(日本版DBSの活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等)
- ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥適切な運営体制が確保されていること
- ⑦学校等との連携が適切に行われていること

※円滑な実施の観点から、一定の経過措置を設定(原則として令和8年度末まで)。

※市町村が、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意。

【認定手続等】

- ・地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市町村に提出。市町村は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施。
- ・認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市町村において設定。
- ・市町村は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施。

(4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い**【認定されていない地域クラブ活動】**

認定されていない地域クラブ活動についても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒に質と安全を担保する観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。

【活動時間・休養日の設定、不適切行為の防止、生徒の安全確保等】

特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底すること。

国のガイドライン別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」より

https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

(1) 県及び市町村における体制整備

【関係部署との一体的な取組】

教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要。

【地域の実情に応じた推進体制の整備】

地域の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。

【情報共有・連絡調整・周知等】

幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知することが求められる。

(2) 県・市町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担

県	<ul style="list-style-type: none">・広域自治体としてリーダーシップを発揮し、都道府県全体としての改革方針を示すとともに、市町村に対するきめ細かな支援を実施。・一つの市町村では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施。
市町村	<ul style="list-style-type: none">・改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施。・特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展+新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧を実施。
地域クラブ活動の運営団体・実施主体	<ul style="list-style-type: none">・「運営団体」…各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施。・「実施主体」…運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施。 <p>※運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟な連携・協力が重要。</p>

※詳細については、国のガイドライン別冊資料②「部活動の地域展開等に関する参考資料」を参照。

https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf

(3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

部活動を地域展開後も学校との連携を継続し、地域クラブ活動の実施に当たっては、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は下記のとおり、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図ることが重要。

【活動方針・活動状況等の共有】

地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ること。

【教師等の兼職兼業等】

地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師等の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行うこと。

【生徒・保護者への丁寧な情報提供】

地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行うこと。

- ・ 活動方針・活動状況等の共有に当たっては、ICT や既存の協議会等を活用するなど、学校の負担軽減に留意すること。
- ・ 令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、学校と地域クラブとの連携等に関する記載が新設されていることにも留意すること。

〈学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要〉

○学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設（中学校・特別支援学校（中学部））
地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して、以下の内容を総則編及び保健体育編に明記。

- ①学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間での活動方針等の共通理解を図ること。
- ②特に、平日と休日では指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
- ③地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

(4) 関係団体等・大学・民間企業との連携

①基本的な考え方

【幅広い関係団体等との連携・協働】

部活動改革を円滑に進めるためには、市町村が、幅広い関係団体等、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要。

※関係団体等：(総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション等)

【新たな視点やノウハウの導入】

指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等といった大きな課題に対し、行政だけでなく各種の資源等を有する関係団体等(※)、大学、民間企業の協力を得ることが不可欠。

関係団体等、大学、民間企業と連携・協働することで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となることも期待される。

【協定締結等による持続的な取組】

協定の締結等により連携の枠組みを明確化したり、関係団体等、大学、民間企業にとってもメリットがある仕組みを整えたりすることで、持続可能な連携・協力関係を築くことも考えられる。

※地域クラブ活動の実施に当たっては、体育館、公民館、コミュニティセンター、音楽ホール、美術館等の社会教育施設等との連携も重要。

②関係団体等・大学・民間企業に期待される主な役割

関係団体等	<ul style="list-style-type: none">・指導者の育成に係る研修会の実施・専門的指導者・運営人材等の派遣・団体の所有する施設の貸出し、用具・物品等の提供・体験会・イベントの開催 等
大学	<ul style="list-style-type: none">・指導者の育成に係る研修会の実施・大学生や大学教員の指導者・運営人材等の派遣(事前指導、派遣先との調整等を含む。)・大学生の参加促進に向けた地域クラブ活動における指導の単位認定等
民間企業	<ul style="list-style-type: none">・財政的支援(寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー、収益還元型の自動販売機等)・指導者・運営人材等の派遣(短時間勤務制度の導入や副業促進等、社内制度の整備を通じた多様な働き方の支援を含む。)・企業等の所有する施設の貸出し、用具・物品の提供

③協力促進のための主な取組

【企業等による連携体制の構築】

令和7年3月、徳島県教育委員会と『ブカツ・サポート・コンソーシアム』の学校部活動の地域連携・地域展開の推進に関する連携協定」締結

徳島版ブカサポデスク設置

◎ブカツ・サポート・コンソーシアム

<https://okinawa.sdb-group.co.jp/lp/bukasapo/>

【企業等へのインセンティブ付与】

(例) 練習着や備品・冊子等への企業名掲載、ネーミングライツ等、

【地域展開等の検討段階からの関係団体等・大学・民間企業の参画促進(協議会への参画等)】

【県及び市町村・地域クラブ活動と大学・民間企業等をつなぐ専門人材の配置】

【都道府県レベルでの連携体制の構築】

(例) 福岡県 : 大学との連携による「アスリート人材活用コンソーシアム」の設立

2 各種課題への対応

(1) 運営団体・実施主体の整備等

①基本的な考え方

【持続的な運営体制の整備】

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、市町村による企画・調整の下、認定要件等を守り、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を長く安定して提供できる適切な運営体制の整備等を行う。市町村も地域クラブ活動の運営状況等を把握しつつ、持続的・安定的な運営に向けたきめ細やかなサポートを行うことが重要。

【運營業務の効率化と法人化】

特に、地域クラブ活動の運営団体については、各実施主体を束ねる運営・管理の中核として、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成を進めることが求められる。あわせて、ICT等の活用による業務の効率化や、責任ある組織としての法人格の取得等を進め、運営体制をより確かなものとするのが期待される。

※国において作成予定の地域クラブ活動の創設・運営等に係るガイドブックも参照。

②具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による地域クラブ活動の運営に関する相談・助言窓口等のサポート体制の整備 ・市町村による会計・税務処理や労務管理、個人情報取扱い、ガバナンス、マネジメント等に関する研修機会の確保 等
組織体制・財政基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠した運営（法令等に基づく事業運営、公正かつ適切な会計処理など） ・公益財団法人日本スポーツ協会における総合型地域スポーツクラブ登録制度及び認証制度（部活動の地域展開タイプ）の活用 ・活動の維持・運営に必要な適切な額の参加費等の設定 ・多様な財源の確保（協賛企業の獲得、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の活用等） 等
ICT活用による運営業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動の指導者や参加者との連絡・調整、参加者の出欠、活動の実施報告へのコミュニケーションアプリ等の活用 ・ICTの活用による各種運営業務の一元的な管理の検討 等

（２）指導者の確保・育成

①基本的な考え方

地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠。

【指導者の質】

部活動の地域展開においては、活動内容の質を高めることも必要。そのためには、中学生等を参加対象としていることを十分に参加者が中学生等であることを踏まえ、適切な資質・能力を備えた、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が求められる。

（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度については、別冊資料①の別紙2を参照）。

https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf

【指導者の確保】

指導者の確保に向けては、人材バンクの設置等を通じた地域の多様な人材の発掘やマッチングを進めるとともに、指導を希望する教師等の兼職兼業を促進することも重要（教師等の兼職兼業についての詳細は、Vの1を参照）。

②具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
多様な人材の 発掘・ マッチング・ 配置	<ul style="list-style-type: none"> ・「運動部活動指導者人材バンク」「徳島県公立学校文化部活動指導者人材バンク」の活用 ・市町村スポーツ・文化芸術活動指導者人材バンクの構築・運用 ・指導補助や見守りなど活動をサポートする人材の募集を通じた、幅広い人材による協力体制の構築 ・県及び市町村と大学との組織的な連携を通じた大学生や大学教員の活用促進 等
適切な資質・ 能力の 保障、人材育 成	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町村や大学・関係団体等による研修会の開催（オンラインの積極的な活用を含む。）（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度に示す研修メニュー例に沿った研修の実施） ・公認スポーツ指導者資格等の取得促進等 ・地域クラブ活動の方針や生徒の志向等に応じた参加者の安全確保や見守りに重点を置いた研修の実施
平日（学校部 活動）と休日 （地域クラブ 活動）の一貫 指導	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体と学校との間での活動方針等の共有 ・学校関係者と地域クラブ関係者による合同研修会の開催 ・共通の指導者による指導（兼職兼業の教師や部活動指導員による地域クラブ活動の指導、地域クラブ活動の指導者を部活動指導員に任用） 等
ICT の効果的 活用	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用した遠隔指導、デジタル動画を活用した自主学習 ・デジタルと対面での指導の最適な組み合わせ 等

(3) 活動場所の確保

①基本的な考え方

【学校施設や社会教育施設等の活用】

地域クラブ活動の活動場所として、学校施設や社会教育施設、民間施設等の様々な施設が活用されており、今後も生徒の活動機会を確保するため、引き続き活動場所を十分に確保していくことが不可欠。

【効果的・効率的な管理】

今後、地域クラブ活動の増加に対応していくためには、学校施設等の利用をさらに促進することに加え、教員の働き方改革や指導者の負担軽減の観点から、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理・運営にも取り組むことが必要。

【学校施設の優先活用と拠点化】

特に、学校施設については、生徒の移動や用具保管の利便性等を考慮し、学校教育に支障のない範囲で、地域クラブ活動が優先的に活用できるようにすることが極めて重要。あわせて、社会教育施設との一体化・複合化等を進めることで、生徒のみならず、地域住民も幅広く利用できる「地域の活動拠点づくり」につなげていくことも重要。

②具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
活動場所の確保（学校施設等の有効活用）	・ 中学校をはじめ、小学校、廃校施設に加え、公共のスポーツ施設、社会教育施設、民間企業等が保有する施設等の活用促進 ・ 認定地域クラブ活動に対する学校施設等の優先利用・使用料減免等 ・ 学校施設や学校備品等の活用に関する規程の整備 等
活動場所の管理運営の効率化等	・ ICTの活用による予約システムの構築 ・ 予約システムと連動したスマートロックの導入、キーボックス等による鍵の受け渡しの負担軽減（休日の地域クラブ活動の実施に当たり教職員が出勤しなくてよい仕組みの構築等） 等

(4) 活動場所への移動手段の確保

①基本的な考え方

【生徒のニーズ等を踏まえた移動手段の確保】

地域クラブの活動場所が生徒の所属校等以外となる場合や、複数校の生徒が合同で活動する場合などは、活動場所への移動手段の確保が必要。その際、障がいのある生徒等を含め、参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応を行うことが重要。

【交通資源の有効活用と連携】

移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の選定とセットで検討を進め、スクールバスなどの既存車両の有効活用を行うことが重要。また、地域公共交通との連携等の観点から、県及び市町村における交通・教育・スポーツ・文化芸術等の各部署が密接に連携・協力し対応することが必要。

【多様な分野との連携・協働】

教育・スポーツ・文化分野以外でも、例えば、介護・福祉分野や医療分野など地域における移動手段の維持・確保が課題となっている政策分野があることから、多様な分野の関係者が連携・協働していくことも重要。

②具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
既存の送迎車両の有効活用	・スクールバスやスポーツ団体等のマイクロバスの活用 等
地域公共交通との連携等	・地域公共交通の利用料への補助 ・AI オンデマンド交通等の新技術や自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の仕組みの活用 等
多様な政策分野との連携・協働等	・介護施設や、病院、商業施設等への送迎への混乗 ・市町村における送迎事業（複数）の一括委託 等

(5) 生徒の安全・安心の確保

①基本的な考え方

【安全・安心な活動環境構築】

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を引継ぎ・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を持つものである。そのため、部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為を徹底的に防ぎ、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠。

【制度運用のための環境整備】

基本的には、地域クラブ活動の認定制度や指導者の登録制度を通じて安全・安心を確保するが、これらを効果的に運用するための環境整備等も重要。国における指導の手引き等の作成に加え、県及び市町村や運営団体等における相談窓口の整備などもあわせて進めることも必要。

【責任の明確化と事後対応】

また、市町村や運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化することが重要。万が一の発生時には、保護者や生徒の在籍校等とも適切に連携し、迅速かつ丁寧に事後対応するとともに、事案の分析や防止対策の強化等を通じて再発防止を徹底することが重要。

【保険加入の徹底】

さらに、怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底することも重要。

※スポーツ基本法改正により、暴力等の防止に関する規定（第29条）が新設されたことも踏まえ、国、県及び市町村、関係団体等が一丸となって、必要な対策を進めていくことが必要。

②具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止 ※公益財団法人日本スポーツ協会等を中心に関係団体が一体となって進めている「NO！スポハラ」活動と連動して取組を進めることも重要	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者・保護者・生徒等への研修・普及啓発等の推進（関係者の共通理解の向上） ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体における組織的な体制整備（スポーツドクター・有資格のトレーナー・弁護士・学校医、医療機関等との緊密な連携等を含む。） ・過度な練習等の防止や適切な活動環境の確保（熱中症や脳震とうの防止対策等を含む。） ・公益財団法人日本スポーツ協会等に設置された暴力等に関する相談窓口の活用促進 ・県及び市町村等が相談を受け付け対応する仕組みの構築
責任の所在の明確化、事後対応・再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化 ・事案発生時の対応等について定めた緊急対応マニュアルの作成、職員・指導者等への周知徹底 ・地域クラブ活動の運営団体等の賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象））への加入 等
生徒及び指導者の保険への加入	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」は両者を兼ね備えたもの）への加入 等

③特に留意すべき事項

事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等の徹底、不審者や、災害発生時等の対応は、学校の内外や国公立・学校種、種目等を問わず、共通して取り組まれることが重要。

【指導者、保護者、生徒等への研修・普及啓発の推進】

暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止するため、指導者だけでなく、保護者・生徒等への研修・普及啓発等を推進し、関係者間の共通理解の向上を図ることが必要。特に、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月文部科学省）に基づき、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が十分に理解されるように徹底すること。

【いじめ等の防止に向けた環境整備と見守りの徹底】

指導者は、自らが不適切行為を行わないことはもちろん、生徒同士等におけるトラブルを防止する役割を担う。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等を防止するため、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りに努めることが必要。

近年、スマートフォン・SNS 等の普及により、生徒が加害者としてトラブルや犯罪に関わるリスクが高まっている。「人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になりうること」、「他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあること」を周知し、生徒の意識を高めることが必要。

暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいため、複数の指導者等が関わる「開かれた活動環境」の整備や、職員・指導者・生徒・保護者等のコミュニケーションを活性化し、風通しの良い組織作りの推進も重要。

【被害生徒のケア最優先と組織的な事案対応】

事案発生時には、保護者や生徒の在籍校等とも適切に連携し、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応すること。対応を個々の指導者任せにせず、運営団体・実施主体が組織として責任を持って対応を行う必要がある。事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行うことが重要。

地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて

- **地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体（市区町村、市区町村以外の団体）や、事故等の原因主体（団体、指導者、生徒）に応じて賠償責任主体や賠償制度・保険の取扱いが異なる。
- **活動場所（市区町村立中学校等）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体等に関わらず、施設・設備の管理者である市区町村が賠償責任主体となり、国家賠償法 2 条が適用される。

※【 】は賠償制度・保険の取扱い

			(1) 地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等			(2) 活動場所 (市区町村立中学校等)の施設・設備の瑕疵に起因する事故等
			①団体の瑕疵に起因	②指導者の瑕疵に起因	③生徒の瑕疵に起因	
地域 クラブ 活動	運営 主体	市区町村	市区町村 【国家賠償法 1 条】	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法 1 条】	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	市区町村 【国家賠償法 2 条】
		市区町村以外の団体	団体 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象）など	指導者（団体に雇用されている場合は団体も使用者責任を負う） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	
	(参考) 学校部活動	市区町村 【国家賠償法 1 条】 ※災害共済給付において免責特約（災害共済給付の額の限度において設置者の賠償責任を免れさせる特約）を付することが可能	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法 1 条】 ※同左	生徒（保護者） 【民間保険】 ※災害共済給付では賠償責任保険は対象外。学校管理下の活動であり、「スポーツ安全保険」の対象外		

(6) 障がいのある生徒の活動機会の確保

①基本的な考え方

【インクルーシブな環境整備】

障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障がいがある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めることが重要。

【障がい特性の把握と安全確保】

指導者は指導上の留意点等を正しく把握し、障がいの特性に応じた適切な配慮や工夫を行う必要がある。あわせて、地域の多様な関係者と連携し、障がいがある生徒も安心して参加できる安全な活動環境の構築が重要。

【環境移行時の適切な連携】

学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、受入れ側の障がいの状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携が必要。

②具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
多様な地域の関係者の参画	・地域のスポーツクラブ・文化芸術関係クラブ、障がい者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等、多様な地域の関係者の参画 等
指導者の資質能力の向上	・スポーツ庁が作成した障がいのある人へのスポーツ指導等の際に参考となる「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック」等を活用した指導者の資質・能力の向上（特に、障がいのある生徒への指導を専門としない指導者等） ・公認パラスポーツ指導者資格等の取得促進 等
新たなスポーツ・文化芸術活動機会の確保	・現在、障がいのある生徒が、学校部活動に参画する機会を持たない場合における、新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供 ・既に学校部活動が行われている場合（障がいのある生徒が、中学校で他の生徒とともに部活動を行っているケースや、特別支援学校で部活動を行っているケース）における、運営団体・実施主体による当該生徒の受入れ体制の整備 等

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

①基本的な考え方

【多様な生徒のニーズに応じた環境整備】

部活動の地域展開等においては、主役・当事者となる生徒を第一に考え、そのニーズに合った地域クラブ活動の構築等が重要。特に、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒、気軽に活動を楽しみたい生徒等、多様な生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を整備することが重要。

【アンケートの実施と活用】

そのためには、アンケート調査等を通じて、幅広い生徒等の問題意識やニーズを的確に把握し、その結果を具体的な活動内容へ反映させることが重要。また、活動開始後も、満足度や課題感について定期的に調査等を行い、活動の質の向上や課題の早期発見・解決に努めることが重要。

【生徒・保護者への情報提供】

生徒が自身の希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるよう、市町村等及び運営団体・実施主体が、地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく生徒・保護者に提供することが必要。確実かつ円滑な情報提供等のためには、小学校・中学校等と密接に連携した情報発信の仕組み作りが重要。

【生徒の積極的な参画と成長】

さらに、地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものである。異年齢集団のよさを生かし、生徒が目標設定や活動・運営に積極的に関わることが、自主性・主体性、リーダーシップなどの育成につながる。こうした活動への参画を通して、集団の一員として多様な他者と協働する力や自己表現力を養い、個々の個性を伸ばしていくことも重要。

【人材の好循環と魅力向上】

生徒の主体的な参画により、所属クラブの魅力が向上し、生徒が将来、指導者やスタッフとして活動の運営を支える「人材の好循環」の創出が生まれることも期待される。

②具体的な取組内容（例）

項目	主な取組例
生徒等のニーズの把握・反映	・児童・生徒・保護者等へのアンケート調査の実施及びその結果に基づく活動の構築・改善 ・生徒同士で取り組みたい活動等について議論するワークショップの開催 等
地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等	・小学校高学年や中学生等を対象とした体験会の開催 ・中学校等の入学説明会等の機会を活用したオリエンテーションの開催 ・ポータルサイトやアプリなどによる地域クラブ活動に関する一元的な情報提供 等
生徒の地域クラブ活動の運営等への参画	・生徒同士による活動目標・活動計画、役割分担等の話し合い ・生徒が中学校等の卒業後も地域クラブ活動に参加したり、将来的に地域クラブ活動の運営等に関わったりする仕組みの構築 等

IV 大会・コンクールの在り方

1 生徒の大会等の参加機会の確保

【地域クラブ等による大会参加の促進】

大会等の参加資格を学校単位に限定せず、地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進。特に、認定地域クラブ活動は、国の定める要件に基づき、市区町村等が認定した公的な活動であり、全国的に円滑な大会等の参加に向けた環境確保が必要。

※いわゆる県またぎ・市町村またぎの場合（生徒の所属校と参加する地域クラブ活動が別の都道府県・市町村にある場合）も大会参加等が可能となるよう留意。

【遠征費等の公的支援】

大会等の開催地までの交通費・宿泊費の支援等について、県・市町村において学校部活動の参加生徒に対して支援を実施している場合は、地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援の実施を推進。

【地域クラブ活動の出席扱い】

地域クラブ活動の公的な性質（学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、生徒にスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する活動）を踏まえ、平日の大会等への参加に伴う出席の扱いに留意すること。学校部活動から参加だけではなく、地域クラブ活動から参加する場合も、学校において「出席扱い」とすることが可能。

・県及び市町村は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行うようにすること。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【部活動指導員等による大会引率の原則】

学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者など、教師以外の者が担うことを原則としつつ、やむを得ず教師が引率を行う場合には、教師の負担が過度とならないよう配慮すること。地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として地域クラブ活動の指導者等が担うこと。

上記の対応を促進するため、県・市町村・大会主催者等において、規程の見直しなどを適切に実施すること。

(2) 大会等の運営への従事

【持続可能な大会運営体制とサービス管理体制の整備】

大会等の運営について、主催団体の職員による運営や外部委託などにより教師に過度な負担をかけない適切な体制を整えるとともに、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進すること。併せて、大会等の主催者等において、持続可能で効率的な運営の在り方を検討すること。

大会等の運営の従事者に対して、教育委員会や地域クラブ活動の運営団体等が適切なサービス監督・勤務管理を実施すること。

・地域クラブ活動の指導者が大会等の運営に従事する場合、大会等の運営業務に係る謝金は、地域クラブ活動の指導者謝金には含まれないため、別途、大会等の主催者側で費用負担について検討する必要がある。

3 生徒の大会等の安全確保

【生徒の安全最優先の運営】

生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数(WBGT)等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な大会等の開催時期・場所の設定、運営上の工夫等を実施すること。

・天候不順等により大会等の日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管

理を最優先に対応すること。

4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

【大会の在り方と回数の見直し】

発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会等の主催者間で連携しつつ、大会等の在り方や開催回数を見直すこと。

【多様なニーズに応える大会】

生徒間の交流を主目的とした大会等や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会等、障害の有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会など、多様なニーズを踏まえた大会等を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、例えばリーグ戦の導入などの工夫を実施すること。

- ・ 学校の設置者等は、生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、生徒が参加する大会等の数の上限の目安等を定めることや、参加する大会等を精査するなどの工夫を行うこと。

V 関連する制度の在り方

1 教師等の兼職兼業

【兼職兼業の積極的許可】

学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月文部科学省）等を参照しながら、兼職兼業の許可の手續の円滑化を図ることが必要。その際、認定地域クラブ活動については、国が示す要件に基づき、市町村が認定した公的な性質を有する活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行うことが必要。

【多様な校種・職種の参画】

中学校の教師だけでなく、小学校の教師（体育専科教師等）、さらには、高等学校・特別支援学校の教師、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができる環境を整備することが重要。

【適正な兼職兼業の運用管理】

兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施。

【適切な労務管理】

兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施。

- ・ 教師等が地域クラブ活動の指導者等となる場合の兼職兼業規程等が未整備の教育委員会は、国が示す規程等のひな型を参考に、速やかに関係規程等の整備・周知を行うこと。
- ・ 教師等が兼職兼業に従事を希望する際、勤務校と地域クラブ活動の所在市区町村が異なる場合においても、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができるよう、関係する教育委員会等の間で適切に連携を行うこと。

2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等

【部活動指導の評価への配慮】

県及び市町村教育委員会においては、部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることを踏まえ、教師の採用や人事配置において部活動指導に係る能力や意欲、実績等を過度に評価することのないよう十分に留意すること。

【新規採用・育児介護等の事情を抱える教師への配慮】

また、初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化すること。

3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

- ・ 地域クラブ活動の運営団体等は必要に応じて生徒が所属する中学校等と情報共有等を行うことが想定される。

【選抜における取扱いの適正化】

学校部活動と地域クラブ活動で、高等学校入学者選抜における取扱いに差異が生じることのないよう十分に留意すること。

【調査書の記載の工夫】

調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動等からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど、記載を工夫することが望ましい。こうした生徒の長所等については、生徒による自己評価資料、面接や小論文などの方法を用い、入試全体を通じて多面的に評価していくことも考えられる。

参考（関連リンク）

- 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）

（本文・別冊資料1・別冊資料2）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf



- 部活動改革ポータルサイト

（スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm



（文化庁）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>



- 運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445_1.pdf



- 令和6年度地域スポーツクラブ活動整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）事例集（令和7年8月スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20250901-spt_oripara-000028260_01.pdf



- 「令和6年度 文化庁活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）」事例集（令和7年7月文化庁）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94268701_01.pdf



- 「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」

HP（地方公共団体等を対象としたワンストップ相談窓口）

<https://sports-club-advisor.jp/>



- 教師等の兼職兼業について（通知、手引きなど）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html



◎徳島版ブカサポデスク お問い合わせメールアドレス

info@bukatsu-support.co.jp

◎ブカツ・サポート・コンソーシアム

<https://okinawa.sdb-group.co.jp/lp/bukasapo/>

